

車両が2両以上連結しているダブルトレーラは

①連結車両が同一荷主	前後の車両の標記トン数の合計を1本として計算
②前後の車両の荷主が異なる場合 又は各荷主の発着地が異なる場合	前車の標記トン数+後者の標記トン数を荷主ごと別々に計算した運賃計算

◎ 運賃計算の方法 (関東運輸局の適応事例)

事例：日本商運(株)東京営業所発 4t 車で荷主Aより鎌倉工場からレントゲン機械を名古屋市内B社へ運送依頼 (距離 348 km)

距離制運賃 (別紙運賃表参照) に基づいて、下記の流れで計算します。

①	<p>使用車両の最大積載量 (標記トン数) 及び運送距離適用</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>基準運賃 (貸切)</p>	<p>(関東運輸局 運賃表使用)</p> <p>4t 車で 348 km、基準運賃は 200km まで … 41,160 円</p> <p>200 km 超えは 20 km 毎 2,200 円なので</p> <p>$41,160 \text{ 円} + 2,200 \text{ 円} \times 8 = \underline{58,760 \text{ 円}}$</p> <p style="text-align: right;">$148 \text{ km} \div 20 \text{ km} = 7.4 \nearrow$ (基準運賃)</p>
②	<p>割増率 (品目割増)</p> <p>(割引がある場合には割引率)</p>	<p>$58,760 \text{ 円} \times 1.3 = 76,388 \text{ 円}$</p> <p>(レントゲンは3割増の品目割増)</p>
③	<p>上下それぞれ 20%の幅の適用</p>	<p>$76,388 \text{ 円} \times 1.2 = 91,665.6 \text{ 円}$ 上限</p> <p>$76,388 \text{ 円} \times 0.8 = 61,110.4 \text{ 円}$ 下限</p>
④	<p>運賃の端数処理</p> <p>◎計算した金額が 10,000 円未満 100 円未満の端数は 100 円に切り上げ</p> <p>◎計算した金額が 10,000 円を超える 500 円未満の端数は 500 円に切り上げ。500 円超 1,000 円未満の端数は 1,000 円に切り上げ。</p>	<p>基準運賃 76,500 円</p> <p>上限運賃 92,000 円</p> <p>下限運賃 61,500 円</p>